

〈実践報告〉

教員養成課程における「チーム学校」への理解を促す 有効なアプローチの検討

中野 真理

1. はじめに

神奈川県教育委員会(以下、「県教委」という。)は、令和5年度予算の主要施策に「コロナ禍で顕在化した課題への対応」を掲げ、子どもたちが抱える困難に対応するため、すべての県立高等学校等にスクールカウンセラー(以下、「SC」という。)及びスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)を週1日ずつ配置することとした。この結果、前年度96人であったSCと60人であったSSWが共に140人にまで増員された¹⁾。

県教委は、平成27年度から県立高校にSSWを配置した。併せて、その有効活用について、養護教諭や教育相談コーディネーターを対象とする研修を開始した。また、平成27年12月の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」では、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくために、「心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。」とされた²⁾。しかし、SSWの有効活用により、生徒を取り巻く諸課題の解決に期待ができると認識している職員は、ごく一部の者に限られるという状況が何年も続いていた。そうした中、令和5年度にSSWの全校配置が行われたものの、職員からはSSWに何を相談してよいのか分からないという声があったのが現実である。

学生の経験の中でも、SCに接した経験のある学生はいるが、SSWに接した経験のある学生は極めて少ないと推測される。そこで、教職課程を履修する学生を対象として「チーム学校」への理解を深める有効なアプローチを検討することを目的とし、著者が行った「生徒指導及び進路指導論」及び「教職論」での実践について報告する。

2. 方法

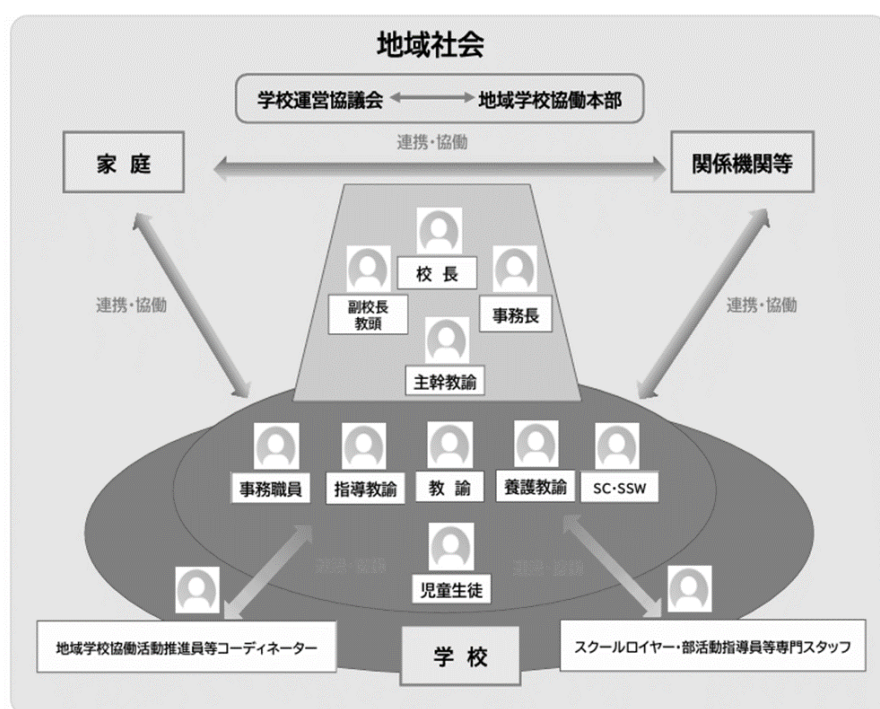
2-1 「生徒指導及び進路指導論」での実践

(1)対象者

2024年度春学期に東海大学で教職課程を履修した2学年、1クラス、39人。「生徒指導の組織的な取組」をテーマに「チーム学校」について扱った。

(2)授業の構成・実践内容

令和4年12月に改訂された生徒指導提要³⁾では、第3章「チーム学校による生徒指導体制」として、「3.1 チーム学校における学校組織」、「3.2 生徒指導体制」、「3.3 教育相談体制」、「3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」、「3.5 危機管理体制」、「3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制」、「3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働」の項が置かれている。また、次の図を学生に提示し、理解の助けとした。



チーム学校における組織イメージ
出典：文部科学省令生徒指導提要(令和4年12月)

授業の構成は、「1 チーム学校とは」、「2 生徒指導体制」、「3 生徒指導の実践 —— 『パーカー着用』に組織的に対応する —— 」とした。

特に工夫した点は、「3 生徒指導の実践 —— 『パーカー着用』に組織的に対応する —— 」の展開において、架空の高等学校を設定して、①校則に違反して学校指定のブレザーの代わりにパーカーを着用してきた生徒に対する担任の指導、②その生徒の保護者への対応、③校内生徒指導マニュアルに沿った指導をせず、パーカー着用を黙認している他クラスの担任への働きかけ、④生徒指導主事への報告・相談のそれぞれについて、グループ討議をととして考えるというものである。また、討議の結果をもとにしたロールプレイを取り入れる工夫も行った。

(3) 学生の反応

上記①については、厳しく叱るという意見はほとんど見られず、「まずは校則違反を犯した理由を聞く」、「社会生活におけるルールの一つである校則の意義を生徒にきちんと説明して理解させる」とした学生が多かった。③については、パーカー着用を黙認している他のクラスの担任が、50代で自分よりもベテランであるという設定から、働きかけ方には苦慮していたものの、『「チーム学校」で指導していきましょう』という台詞を用いて、組織的な生徒指導を実現しようとしていた。さらに、④としては、生徒指導主事というリーダーに依頼して、「校内生徒指導マニュアルに沿って、学校全体で足並みをそろえて校則を徹底すべきだ」と考える学生が多かった。

(4) 小考察

この実践から、教職をめざす学生の多くは、生徒の声に耳を傾けて生徒に寄り添いながらも、生徒の我儘に流されることなく、社会規範をしっかりと身に付けさせようとしていることが分かる。また、その実現には、組織的な指導が必要であるということを理解できていると考えられる。さらに、この授業で扱った「チーム学校」というワードは、学生にとって印象深いものであったと思われる。

一方で、保護者である母親への対応には躊躇する姿勢が顕著であった。具体的には、担任が直接に説明するのではなく、「生徒指導主事に任せればよい」といった発言が多かった。実際の学校の対応としては、担任が繰り返

返し説明しても保護者の理解が得られなかった場合に、生徒指導主事や学年主任といったリーダーや管理職が担任に代わって説明したり対応したりするケースはあるが、まずは担任が説明して理解を求めることが大切である。また、そうした経験が、説明力を磨くとともに、保護者との信頼関係を築き、教員としての遣り甲斐を実感させることになる。

もちろん、保護者対応の経験のない学生が、組織の中で責任ある職の先輩に任せたいと考えるのは当然でもある。この意識は、経験の浅い教諭にも通じるものがあるだろう。そのため、先述の「まずは担任が説明して理解を求める」ことに勇気を奮って立ち向かうために、日頃から、生徒指導主事等のリーダーや管理職に報告・連絡・相談しておくことが大切であることを認識させたい。主幹教諭や指導教諭といった新たな職やSCやSSWといった専門職を導入し、「チーム学校」による組織的対応を成功させるためには、それぞれが責任を担って役割を果たすことの重要性を理解させる必要がある。

2-2 「教職論」での実践

(1)対象者

2024 年度春学期に東海大学で教職課程を履修した1 学年、2 クラス、60 人及び61 人。「教職員組織とチーム学校の運営のあり方」をテーマに「チーム学校」について扱った。

(2)授業の構成・実践内容

授業の構成は、「1 チーム学校とは」、「2 学校運営組織の実際」、「3『チーム学校』で動く」とした。

特に工夫した点は、「3『チーム学校』で動く」の展開の中で、架空の高等学校を設定し、授業に食い込むほどの遅刻をしてしまう生徒に対し、いかに「チーム学校」で支援していくか、グループ討議をとおして考えるというものである。

活動の具体は、まず、①職員として校内研修に参加したという想定で参考資料1⁴⁾を読む。その参考資料には、「『チーム学校』を構成する人たち」としてSC、SSW、事務職員の存在とそれぞれの役割が解説されている。次に、②同校の教育相談コーディネーター会議に参加したという想定で参考資料2⁵⁾を読む。その参考資料には、SSWの役割に対する理解を深める内容が記載されている。そのうえで、③当該生徒から担任への説明では、家計急変によりアルバイトを始めたことで授業に食い込むほどの遅刻をしているとのことであったので、担任としていかに対応するかを考えるというものである。

(3)学生の様子

担任としての支援策として、「家庭訪問」と答える学生が多かった。また、「生活保護を受けるように保護者に言う」、「担任がアルバイト先と交渉して、アルバイトの曜日や時間を変えてもらう」といった解答が複数のグループから出た。また、授業後の学生からは「勉強の面倒をみるのは分かるけど、なんで生活の面倒まで見なきゃならないんだろう」というつぶやきが聞こえてきた。

一方、参考資料の二つを丁寧に読み込んだ学生からは、「この家庭が受けている就学支援制度を事務職員に確認する」、「SSWに相談して、この家庭が利用できる制度を紹介する」、「この生徒の様子を養護教諭にも説明し、この生徒が保健室に行った時に配慮してもらう」といった解答が得られた。また、「他の先生にも頼んで、遅れている学習を補う」といった解答もあった。

(4)小考察

担任が保護者に対して、生活保護を提案するのは、保護者という社会的に自立した存在が持つ権利や自由についての理解不足である。また、担任によるアルバイト先との交渉は、生徒の個人的な活動に対する介入であり、教員の職務に関する理解不足である。

参考資料を読み込んだ学生は、事務職員、SSW、養護教諭の役割を理解し、連携を図ることの重要性に気づいており、期待したとおりとなった。また、担任一人で解決するのではなく、他の教員とも協力することで実現

できる支援にも気づいた。

しかし、管理職、生徒指導主事、学年主任や教育相談コーディネーターに報告、相談するといった答えはなく、社会経験のない学生に組織的な対応について理解させることは難しい。

なお、その後の授業で実施した小テストに、このグループ討議の内容をそのまま出題をしたところ、SSWとSCを混同した解答が複数見受けられた。このことから、学生にとってSSWの存在とその役割が実感しにくいものであることが分かった。

2-3 「教職論」定期試験

(1) 試験内容

7月に実施した春学期定期試験で、このグループ討議の内容を再度出題した。「担任が『チーム学校』として対応する時の適切な対応」について問い、「SSW」「保護者」「管理職」「事実確認」「情報共有」の5つの語を全て用いるという条件を付して解答を求めた。また、加点条件として、「生徒が担任に説明した家計急変が事実かどうかを保護者に事実確認する」、「SSWの知識や情報を活用して就学のための制度を保護者に提示する」、「他の職員(学年・教科担当・学年生徒指導担当・教育相談コーディネーター・生徒指導主事等)に情報共有することによって当該生徒を支援する」、支援の具体としては「補習等の学習支援」「遅刻の背景を理解したうえでの配慮ある声かけ」、「養護教諭の情報共有によって、保健室が精神的な支えや居場所になるよう協力を得る」、「管理職に報告することによって、学校全体で情報を共有して組織的に支える」を設定した。

出題時の設定として、生徒から担任への説明が、「うちは母子家庭。お母さんがダブルワークで働いてくれているが、1つの仕事が4月で終わってしまい収入的に厳しくなった。お母さんは次の仕事を探そうとしてくれているがまだ見つからない。自分も高校生になったのでアルバイトができると思い、牛丼屋でバイトを始めた。バイトは土日のどちらかと火曜日で、どちらも20時には終わる。お母さんはバイトより勉強に力を入れるように言っている。自分もきちんと勉強しようと思っているが疲れてしまい、朝起きられない日がある。」としている。この設定の意図は、担任は生徒を信頼しつつも、言葉を鵜呑みにせず事実を確認する必要があること、また、生徒の遅刻といった生活上の課題を保護者と共有する必要があることの2点に気づくことができるか確認するためである。このケースにおいて担任は、家計急変やそれに伴うアルバイトの必要性についての保護者の考えを確認することでその後の指導が変わる。指導方針を立てるうえで、保護者からの事実確認は欠かせないし、担任の責任において実行すべき行為である。

(2) 学生の解答

授業中に行った小テストとは異なり、「SSW」を指定語句としたことから、SCとの混同による誤答はなかった。しかし、「SSWに事実確認してもらう」とした誤答が多く見受けられた。

(3) 小考察

上記の解答から、「担任である自分は生徒からの相談を受けるのが役目であって、保護者対応はSSWに任せればよい」と考えている様子が窺える。

その理由の第一には、SSWの役割についての理解が表面的なものにとどまっていることが考えられる。具体的には、SSWは福祉の専門家であるとの知識を得たものの、福祉の具体が何かを理解できていないということである。福祉制度について知っていることについて問うと、「生活保護」や「奨学金」といった答えが返ってくる。奨学金制度を活用している学生にとっては、ある程度身近に感じるものもあるが、生活保護について理解している学生はほとんどいないと想定される。「SSW」を用語として覚えても、その役割を具体的に理解することはとても難しい。

第二は、「担任」の役割についての理解不足である。

今年度の「教職論」では、第2回「教職の意義と教員の役割、法的位置づけ」、第3回「職業としての教職の意味、求められる資質能力」、第4回「教科指導と教科外指導のあり方」とし、いずれの授業においても、学校にお

ける具体的な場面を提示しながら教員の職務への理解を図った。しかし、担任が、SSWと連携して福祉の面から支援し、学習環境を整えることが、教員の職務であると認識できていなかった。2年次の「生徒指導及び進路指導論」の授業後に、「あの時の先生が何を意図してやってくれたのか、やっと分かった。」といった声が聞こえることから、1年次の「教職論」の受講段階で、担任による指導の意義や目的の理解が不十分であることを示している。

3. 結果と考察

「チーム学校」を十分に機能させるためには、教員がSSWの役割を理解することが大変重要である。また、SSWのような専門職がその力を十分に発揮するには、担任が責任をいかに果たすかが鍵になる。教職をめざす学生には、それらをしっかりと理解させる必要があるが、今年度の実践においては不十分であった。

そこで、教職論では、実際のSSW活用事例を活用して、SSWの役割を具体化させようと考えている。それには、文部科学省「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」の公開が大いに役立つ。参考に、令和4年度の活用事例のうち、中学校または高等学校における事例を紹介する⁶⁾。ここでは、「①問題の発見」だけを掲載するが、併せて「②学校内での方針の検討」、「③支援の実施」、「④経過観察」についても参照しながら、グループ討議やロールプレイの教材を作成していくことを考えている。

【宮城県教育委員会】不登校・その他＜派遣型＞

中学生男子である。小学校中学年頃より登校しぶりが見られるようになり、その後不登校となった。学校や教育支援センターへ行こうとすると、不安が強くなり、落ち着かなくなったり腹痛があったり、嘔吐したりするような症状が見られるようになっていた。

中学校入学段階からSSWが関わり、保護者及び本人と面談を実施しながら継続的に支援することとなった。

【神奈川県教育委員会】ヤングケアラー＜拠点校型＞

全日制女子生徒(以下、本事例において「生徒」という)は、母が長らく体調不良で寝込んでおり、家族と介護家事を分担して行っている。負担の割合が他の家族に比べて多い上に、家事について父親からひどく叱責される為、父の顔色をうかがいながら介護家事を行い、疲労が蓄積し学校生活にも支障をきたしている状況があった。父が医療費を出し渋っている為に母が通院できず、母の健康状態が悪化している。生徒が養護教諭に相談したのをきっかけにSSWとつながり、支援を開始した。

【和歌山県教育委員会】貧困対策＜単独校型＞

数日間学校を欠席していたため、担任が本人と電話により連絡を取った。「今どこにいるのか?」と尋ねると、自宅ではなく県内の場所にいることがわかった。事情を聞いたところ、母親と一緒にいる男性が、その知人から暴行を受け、警察が介入しており、警察からの指示で自宅には近寄らないように言われているとのことであった。その後、県内、県外のホテル等を転々として避難しており、最近ではお金がないのかトランクルームのようなところで宿泊しているとのことであった。

期末テストに近いこともあり、担任が勉強道具を持って県外に会いに行き話をしたところ、健康であり母親と本人と話ができた。その際、母親と一緒にいる男性と妹とは会っていない。本人には姉(社会人)もいるらしいが、姉も一緒に避難しているかは分からない。等の話を聞いた。また、本人の母親が、一緒にいた男性から虐待を受けている様子はなかったが、学校は児童相談所への通告の判断に迷ったため、SSWに連絡し相談した。

【愛媛県教育委員会】不登校＜巡回型＞

父親は障がいがあり、就労が困難である。現在は社会人の子供の収入と児童扶養手当、児童手当で生活している。生徒Bの母親は幼少期の頃に亡くなっていることもあり、生徒Bは基本的な生活習慣が身に付かないまま現在に至っている。過去に子育て支援課が主体でケース会議を行っていたが、途中で支援が滞っていたため、今年度初めに学校がSSWへ支援を要請した。

【沖縄県教育委員会】不登校＜派遣型＞

不登校の課題がある小学校6年A。Aは幼少期より母子分離が進まず入学当初は登校したものの2年生から嫌

がるようになり3年生でも登校渋りが続いた。家庭では長時間ゲームに没頭しており基本的生活習慣の未定着が原因と考えられた。校内で対応してきたが好転しなかった。4年生になっても事態は変わらなかったが学校が保健室に安心して過ごせるサポートスペースを準備したことで、登校できた日には保健室で過ごすようになった。R3年7月に「子ども家庭課子ども相談室」の学校訪問にSSWが同行しA児の課題が協議された。その場でSSWの業務を説明しその活用を勧めたところ、同校の教育相談コーディネーターが窓口になり管理職が市教委に対しSSWの派遣要請を行った。

併せて、「チーム学校」を生きて動かすためには、構成員がそれぞれに責任を果たすことが必要であって、その役割を果たしていこうとする意欲や態度を喚起していきたいと考えている。また、構成員同士が、日頃から報告・連絡・相談を積み重ねておくことで、生徒にとって最善の支援・指導ができることを理解させたい。そのために、今年度の「教職論」で用いた教材の改善点を述べる。

まず、担任による正確な事実確認がなければ、遅刻した生徒に対する適切な指導に結びつかないことを実感させるためのワークを入れる。

次に、先の事例をもとに、SSWからどのような支援が得られるかを具体的に理解させる。

加えて、養護教諭や事務長をはじめとした事務職員、SC・SSWといった専門職が担う役割を整理して理解させる。校長・副校長・教頭といった管理職、主幹教諭や学年主任・生徒指導主事といったリーダーの職務とそれぞれの権限についても理解させる。また、それらが法的根拠や用語の理解にとどまることなく、事例に多く触れさせて、体験がなくとも想定ができるような授業づくりを工夫していく。

2年次春学期に受講する「生徒指導及び進路指導論」や同秋学期に受講する「特別活動論」において、担任による意図的・計画的な指導や学級・ホームルーム経営を学修する。そうした中で、担任の役割に対する理解が深まることから、その時点で改めて「チーム学校」について学ぶ機会を設けることは意義深い。逆に、その前段階である1年次の「教職論」においては、担任の役割を理解するための丁寧な授業設計が必要である。

4. おわりに

学生が、「チーム学校」について理解しておくことは、生徒を取り巻く複雑化・困難化した事案に対し、解決に向けて立ち向かう勇気を与えることになるはずである。そのためには、現職教員でさえ試行錯誤しているSSWの活用法について、教職課程を履修している学生に、様々な実践事例を提示し、その事例に関する理解を深めるための様々な手法を工夫していきたい。また、その学修によって、自らが体験したことと同様に、生きて働く力となることをめざしていきたい。

こうした「教職論」の授業実践は道半ばであるが、それぞれの活動の効果を学生の様子を注意深く観察したり、つぶやきをきめ細かく拾ったりすること、またリアクションペーパーによって学生自身の振り返りを集約したりして、今後も不断の改善に取り組んでいくつもりである。

【注】

- 1) 神奈川県教育委員会(令和5年3月)令和5年度当初予算案主要背策の概要

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/3847/11_5nendotousho_kyouiku.pdf(最終閲覧2024.10.27)

- 2) 中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年12月21日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf(最終閲覧2024.10.27)

- 3) 文部科学省(令和4年12月)生徒指導提要p69

- 4) 愛知教育大学教職キャリアセンター教育支援専門職研究部門作成2021「チーム学校」を理解するために－困難を抱える子どもたちの支援について－(基礎編)から抜粋

https://tc.aichi-edu.ac.jp/wp-content/uploads/teamgakkou_boolet1.pdf(最終閲覧 2024.8.23)

- 5) 子どもの未来を考えるための学校保健 特集なぜ、なに、どうして? 学校保健第7回「チーム学校」～スクールソーシャルワーカーの活動に光をあてて～

<https://www.gakkohoken.jp/special/archives/238>(最終閲覧 2024.8.23)

- 6) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課令和4年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集Ⅰ p15、p54、p120、p153、p189

https://www.mext.go.jp/content/20231025-mxt_jidou02-000032408_d.pdf(最終閲覧 2023.8.24)

引用文献

文部科学省(令和4年12月)生徒指導提要

教員養成課程における「チーム学校」への理解を促す有効なアプローチの検討

[Practical Report]

A Consideration on Helping Students Understand “Team School”

Mari Nakano